



30 那住第 361 号
平成 30 年 5 月 28 日

社会保険診療報酬支払基金福岡支部
支部長 本田 明 殿

那珂川町長 武末 茂喜



那珂川町公費医療費助成制度の審査支払事務の委託について

時下ますますご清祥の段、お喜び申し上げます

日頃から本町で行っております公費医療費支給制度に対しましては、格別のご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、本町で実施しております公費医療費支給制度に係る審査支払事務につきましては、現在のところ福岡県国民健康保険団体連合会へ委託しておりますが、関係機関からの要望や事務の簡素化の観点から、被用者保険加入者にかかる那珂川町公費医療助成制度の審査支払事務を貴基金福岡支部へ下記のとおり委託することといたしましたので、よろしくお取り扱いいただきますようお願いいたします。

また、国民健康保険、国民健康保険組合、後期高齢者医療加入者にかかる那珂川町公費医療助成制度の審査支払事務につきましては、引き続き福岡県国民健康保険団体連合会へ委託することとなります。

記

- 1 実施時期 平成30年10月診療分から
(月遅れ分を含めた請求については、平成31年4月提出分から支払基金福岡支部へ提出)

- 2 委託する公費医療費助成制度

法別番号	制度名称
80	重度障害者医療
81	子ども医療
90	ひとり親家庭等医療

※概要は別紙のとおり

問合せ先

那珂川町役場住民課医療担当 松田

TEL 092-953-2211 (内線 128)



医療費助成制度の概要

市町村名	制度名称	法別番号	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託年月
				入院	入院外			
那珂川町	子ども医療費支給制度	81	<ul style="list-style-type: none"> ・中学校3年生まで(15歳の誕生日前日以後の最初の3月31日まで) ※所得制限なし ※生活保護を受けているものは対象外 ※小学生以上(就学後)は、重度障害者医療、ひとり親家庭等医療を優先 	<中学校3年生まで> 自己負担なし	<ul style="list-style-type: none"> <0歳から小学校就学前まで> 自己負担なし <小学生> 1,200円/月 (1医療機関につき) ※薬局での自己負担なし 			
	重度障害者医療費支給制度	80	<ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者手帳1・2級の人 ・療育手帳Aの人 ・重複障害者の人(身体障害者手帳3級かつ知能指数(IQ)50以下) ・精神障害者保健福祉手帳1級の人 ・障害基礎年金1級を受給している人(一部) ・特別児童扶養手当1級を受給している人(一部) ※所得制限あり ※65歳以上については、後期高齢者医療被保険者のみ ※生活保護を受けているものは対象外 ※小学校就学前は、こども医療を優先 ※精神病床への入院は対象外 	500円/日 (小学校6年生までは1医療機関あたり月7日まで) (中学生以上は1医療機関あたり月20日まで) <低所得の場合> 300円/日 (小学校6年生までは1医療機関あたり月7日まで) (中学生以上は1医療機関あたり月20日まで)	500円/月 (1医療機関につき) ※薬局での自己負担なし	対象外	県内の 保険医療機関等	平成30年 10月診療分
	ひとり親家庭等医療費支給制度	90	<ul style="list-style-type: none"> ・母子家庭の母及びその児童 ・父子家庭の父及びその児童 ・父母のいない児童 ※小学校1年生から18歳日誕生日前日以後の最初の3月31日まで ※所得制限あり ※生活保護を受けているものは対象外 ※小学校就学前は、こども医療を優先 	500円/日 (月7日限度)	800円/月 (1医療機関につき) ※薬局での自己負担なし			

※ 自己負担金……保険医療機関ごと 調剤は自己負担なし

制度名称	実施機関番号	対象者数
子ども医療費制度	81400525	7,579
重度障害者医療助成制度	80400526	783
ひとり親家庭等医療費助成制度	90400524	1,054